

環境と開発に関する世界委員会所属の環境法に関する専門家集団によつて採択された「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

清 水 良 三

目 次

序に代えて

環境法に関する専門家集団の報告

第一部（自然資源と環境干渉に関する一般原則、権利及び義務）の要約

第二部（境界にまたがる自然資源と環境への干渉に関する原則、権利及び義務）の要約

第三部（国家責任）の要約

第四部（紛争の平和的解決）の要約

法的・制度的な枠組みを強化するための諸提案

付属文書Ⅰ・背景及び討議記録書類のリスト

付属文書Ⅱ・最終報告

結論

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

（一）序に代えて

環境法に関する専門家集団が結成されたのは一九八五年のことである。それは環境と開発に関する世界委員会に提出するための報告と提案を準備するためであった。このうち報告とは「環境保護」と「生存維持開発」のための法的原則に関する報告であり、提案とは上記のことに関連する国際法の発達を促進するための提案である。専門家集団の作業のための指導要綱は次の如きものであった。^①

- (イ) 現存する法原則を強化すると共に、環境と開発に関する世界委員会が開発について約束している先行的・予防的戦略を反映し支持する新しい法原則と法規をつくること
- (ロ) 他の国際諸機関による関連する作業を補足し、かつそれらの作業を基礎として、その上で作業すること
- (ハ) すべての国家の内部において、又、すべての国家間においての「環境保護」と「生存維持開発」を支持するような法原則と法規で、現在あるいは西暦一〇〇〇年以前に当然存在すべきものに対して特別の注意を払うこと
- (二) 他国の環境に影響を及ぼすような活動を減少させたり避けるための国家の義務に関する原則について考察するばかりでなく、将来の世代、他の種族および国際的意義を有する生態系 (ecosystems of international significance) ならびに「地球的規模の共存体」(the global commons) に関する諸国家の個別的並びに集団的責任に関する原則についても考察すること
- (ホ) すべての国家内部で、そして又、すべての国家間で「環境保護」と「生存必要開発」に賛成する国際法の発展

と応用を促進するための法的・制度的な枠組を強化するための提案を準備すること。⁽²⁾

此の専門家集団は一九八五年六月四日と六月五日、一九八六年の六月十八日—六月二〇日の二回にわたって会合をした。此の会合はカーネギー財団によって提供された便宜と支援活動のもとにハーゲの平和宮殿で行われたのである。専門家集団の第一回目の会合の直後に、報告者のヨハン・G・ラマーズ博士（Dr. Johan G. Lammers）は予備的な原則草案を準備し、同草案は此の集団に参加している人たちの意見を求めて回布されたのである。其のあと、此の草案は改訂され、一九八五年九月に更に意見を求める趣旨で回布されたのである。

一九八五年十月の後半にサンパウロで開催される予定であった「世界委員会」の第四回会合用として二つの討議用ペーパーが準備されたが、その一つは「環境保護と生存維持開発のための法原則」に関するものであり、もう一つは「環境紛争の解決と其の展望」に関するものであった。そして、それらは当該会合で討議されたのである。

その後、「環境保護と生存維持開発のための法原則」についてのさらにもう一つの草案が準備され、一九八六年の初期に専門家集団に所属する人たちに、意見徵収用として回布されたのである。此の草案は其の後改訂され、専門家集団の第二回目の会合での討議のための主要文書となつた。此の第二回目の会合のためには、討議の背景となる一連の基礎文書も準備されたのであって、それらの文書には、これらの諸問題に関連する国際法の発展と応用を促進するための法的・制度的な枠組を強化するための諸提案が含まれていたのである。特別に興味があり、又、特別に功績のあつたのは「環境政策、環境法および環境行政に関するIUCN委員会を代表して提示された西暦二〇〇〇年に向つての、国際環境法発展のための諸提案」であつた。

提案された「法原則」は「環境保護と生存維持開発についての条約草案」にとつての必要な諸要素を提供するもの「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

と考えられるであろう。それらは四つの別々の分野にわけられた上、二十二条の条文から成っている。自然資源と環境への干渉にかんする一般原則（第一条～第八条）、国境を横切るような地域に存在する自然資源（Transboundary Natural Resources）と環境への干渉に特別に関係する諸原則（第九条～第二〇条）、國家責任（第二十一条）および紛争の平和的解決（第二十二条）である。⁽³⁾

各条文は専門家集団の構成員によつて確認を受けている訳であるが、ティモシェンコ博士（Dr. Timoshenko）だけは、不幸にして専門家集団の会合のどれにも出席出来なかつたのである。しかし彼はこれらの条文に関して色々な評釈や提案を行なつたのであり、それらの提案や評釈は種々の草案の形成期に考慮に入れられ、また提案された法原則の発展にあたつても考慮に入れられたのであつた。各条文についての「評釈」の中のテキストについては第一回目の会合の参加者によつて一般的に承認が得られているが、それらのテキストの詳細について充分な検討をしたり、確認をするには時間が足りなかつた。

専門家集団はまた、其の第二回日の会合に於いて、環境保護と生存維持開発のための法的枠組と制度的取極を強化するための、関連ある一連の勧告をつくり上げ又それに同意を与えた。専門家集団が短時間で此の様に多くのことを成し遂げることが出来たのは、報告者ヨハン・G・ラマーズ博士（Dr. Johan G. Lammers）の献身的な恐ろしいほどの努力の結果であつた。博士は、多くの重要な諸原則を組成し又改善するために、そして又、夫々の重要な諸原則のためによく調査された詳細な説明的覚書を準備するために、困難な諸状況と時間の制限に耐えられたのである。⁽⁴⁾ また二つの会合において行われた討議は、どうしても其の範囲がひろくなり深く掘り下げて行くものとなつたので、実りのある結論に到達する事は、専門家集団の各構成員たちによる知識の分担と積極的な参加活動と協力によつてのみ可

能なこととなつたのである。

オランダ政府は専門家集団の作業に絶えず寛大な支援を与えたのであり、同政府の支援に対し環境法に関する専門家集団の委員長マンロ氏（R. D. Munro）は特別の感謝の念を表示している。⁽⁵⁾ それらの支援に中には、同国外務省のラマーズ博士がパートタイムの次級参加者としてではあるが、専門家集団の報告者として同集団の作業に参加することにオランダ政府が承認を与えたことも含まれていた。又、専門家集団の第二回会合の経費については、オランダ「開発協力省」と「住宅、自然計画、環境省」が協同で特別な寄付金を提供したのである。

専門家集団の作業はこの集団の構成員たちが共有していた次の確信によつて激励を受けたし、また、其の確信が同集団の作業中一貫して存在していたのである。其の確信とは、すべての国の中で、又、すべての国間で、環境保護と生存維持開発を支持する国内法と国際法の発達が促進されなければならないということであった。さて、以上は、注①に掲げた書物の一、二、三頁にかけての環境法に関する専門家集団委員長 R. D. マロハ（R. D. Munro）の言葉であるが、本論文の序説として借用させて頂いた。なお環境法に関する専門家集団の構成員は次の通りである。

- ① 委員長・ロバート・マンロ氏・（ケニア、ナイロビ）・環境と開発にかんする世界委員会特別顧問
- ② アンドロニコ・アデーデ博士（Dr. Andronico Adede）・（ウイーン・オーストリア）・国際原子力機関、法律

部門・部長

- ③ フランソワーズ・ブルヘンヌ博士（Dr. Françoise Burhenne）・（ボン、ドイツ連邦共和国）・自然と自然資源を保存するための国際連合国際法センター所長
- ④ アレキサンドル・シャルル・キス・（ストラスブルグ、フランス）・環境法にかんするヨーロッパ会議議長な

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

らびに国際人権研究所事務局長

⑤ スチーヴン・マックカフリ博士・（アメリカ合衆国、カリフォルニア、サクラメント）・太平洋大学・マック

ジョージ法律学校・法学教授

⑥ 森鷗昭夫・（名古屋・日本）・名古屋大学法学部教授・民法

⑦ ヨハン・G・ラマーズ博士・報告者・（ハーグ・オランダ）・オランダ外務省・法律顧問局

⑧ ザキ・ムスタファ博士・（ジエダア・サウジアラビア）・紅海資源開発のためのサウジ・スターク委員会事務

局長

⑨ アンリ・スマツツ博士・（パリ、フランス）・経済協力開発機構環境局長

⑩ ロバート・シュタイン氏・（ワシントンDC、アメリカ合衆国）・国際環境調停委員会議長

⑪ アルベルト・スゼクリー博士・（メキシコDF、メキシコ）・対外関係事務局主席法律顧問

⑫ アレキサンドル・ティモシェンコ氏・（モスクワ、ソ連）・国家と法研究所上級科学作業員・ソ連科学アカデミー

会員

⑬ アマド・トレントイノ博士・（ケソンシティー、フィリピン）・国立環境保護会議構成員

（二）環境法に関する専門家集団の報告

環境法に関する専門家集団は一九八六年八月に環境と開発に関する世界委員会へ、「環境保護と生存維持開発のた

めの法律上、制度上の枠組を強化すること」に関する総合的報告を提出した。それは次のような内容を持っている。

内容はまず項目別に大きく分けると、(一)環境保護と生存維持開発のための法原則、(二)法律上制度上の枠組を強化するための諸提案、の二つと附属文書が二つである。そして、このうちの(一)環境保護と生存維持開発のための法原則は、さらに次の三つに分けられ、それは

一、提案された法原則の性格と構造

二、使用された重要な用語

三、法原則の要約 の三つである。そして、この「法原則の要約」は、さらに第一部（八項目）第一部（十二項目）

第三部（一項目）第四部（一項目）に分けられている。その内容は次の通りである。

第一部・自然資源と環境干渉に関する一般原則、権利及び義務

(1) 基本的人権

(2) 世代間の均衡

(3) 保存と生存維持使用

(4) 環境基準と監視

(5) 先行的環境評価

先行的通知・接近および正当な手続

(6) 生存維持開発と援助

(7) 協力への一般的義務

(8) 「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

二〇

第二部 境界にまたがる自然資源と環境への干渉に特に関係する原則、権利および義務

(9) 合理的・衡平的な使用

(10) 予防と排除

(11) 厳格な責任

(12) 予防経費が大幅に危害を上廻る場合の先行的協定

(13) 無差別待遇

(14) 国境にまたがる環境問題についての協力への一般的義務

(15) 情報の交換

(16) 先行的評価と通知

(17) 先行的諮問

(18) 環境評価と保護のための協力協定

(19) 緊急な状況

(20) 平等な接近と取扱い

第三部

(21) 国家責任

第四部

(22) 紛争の平和的解決

次に、(二)法律上制度上の枠組を強化するための諸提案は、次の十三項目に分けられているのである。

- (1) 環境保護と生存維持開発のための新しい法的基礎を確立する
- (2) 特別な国際連合委員会の設立
- (3) 国際的な「オンブズマン」の任命
- (4) 現存する地球的・地域的な法的枠組の強化
- (5) 紛争を回避し、解決するための能力の増大
- (6) 國際的協定を実施することについて非政府機関の新しい率先行動の開始
- (7) 非政府機関の参加と地位の拡大
- (8) 私企業の環境への責任の拡大
- (9) 環境危害に対する刑事責任の適用
- (10) 新技術のもたらす危険性の評価
- (11) 原子力設備の基本的安全措置と通告措置の採用
- (12) 環境に関する教育と専門的知識の増加
- (13) 武力衝突による深刻な環境損害の回避

次に、これらの諸項目の内容について順次説明しよう

まず(一)の「環境保護と生存維持開発のための法原則」についてであるが、^(⑦)専門家集団に依託された主要任務は、すべての国家内部およびすべての国家間における環境保護と生存維持開発を

支持するために現時点において、或いは西暦一〇〇〇年より以前において、採用されるべき法原則を準備することであつた。

一、提案された法原則の性格と構造

提案された法原則は二二ヶ条に分けて開陳されている。そしてこれらの二二ヶ条は四部に分けられ、夫々が次の諸問題を取扱つてゐる。

第一部・自然資源と環境への干渉に関する一般原則（第一条～第八条）

第二部・国境にまたがる自然資源と環境への干渉に特別に関係する原則（第九条～第二〇条）

第三部・国家責任（第二一条）

第四部・紛争の平和的解決

第一のそして必要欠くべからざる原則は、全ての人間の、彼らの健康と福祉のために適當な環境に対する、基本的な権利である（第一条）。それに引続く二二ヶ条は全ての国の中で又すべての国々の間で、世界大的な基盤に基づく生存維持開発を達成するために、全ての国家によつて個々にそして又集団的に採用され適用される必要がある重要な諸原則を述べているものである。これらの条文は、全ての国家の並びに全ての国家間の、正式且つ拘束力ある義務として提示されている。この拘束的性格は、各条文のテキストの中においては、「何々すべきである」shouldという助動詞よりは「何々するものとする」shallという助動詞を一貫して使用することによって表現されているのである。

これらの条文は又、義務という言葉によつてのみ表現されてはいるけれども、それでもそれは暗黙の内に「すべて

の国家の権利」を説明しているのである。例えば、国境に跨る環境上の衝撃を回避したり、或いはそれについて賠償をなすべき何れかの国家の義務は、他国による或いは他国内部での活動によって、其の国にもたらされる損害に対する相互的な保護権或いは賠償請求権を意味しているのである。かくて斯くの如き一組を成す義務と権利の組み合わせは、すべての国家の共通の利益ともなり夫々の国家の自己利益ともなるであろう。その報告のこの部門においては一二条の夫々の条文に関する鋭い批判の主要なものについての簡単な紹介と要約がある。だが「附屬文二」の中には法律的な形式をとったテキストの全文が含まれており、又、各条文の内容と適用にかんする説明的な覚書と関連ある先例や判例に対する言及の中から選出されたものを含む細かな「秤釈」が含まれている。「附屬文二」の中の法的形式をとったテキスト全文は、専門家集団の構成員によつて承認された。だがティモシエンコ博士は例外であつて、其の理由は、同博士が不幸にして専門家集団の各会合に出席することが出来なかつたからである。だが同博士は、色々な秤釈や提案をしているのであつて、それらの秤釈や提案は、提案された法原則の色々な草案の中において考慮されたり、又、提案された法原則の発展過程の中で考慮に入れられたのである。各条文に関する「秤釈」の中のテキストは第一回目の会合の参加者によつて一般的に同意されたものであるが、それらの詳細にかんする充分な検討や承認がなされるには、時間が不足であった。

二、使用された重要な用語

テキストの中で用いられた重要な用語のいくつかに關してではあるが、専門家集団は「国境にまたがる」「Transfrontier」という言葉よりも「境界にまたがる」「Transboundary」という言葉を使用することに同意した。その

理由は、後者の言葉の方が、二二〇或いはそれ以上の国家の国境にまたがる自然資源や汚染に対する適用性を有するばかりでなく、国家管轄権の下にある地域と、地球的或いは地域的共同体の管轄下にある地域との間の境界に対してもより幅広い適用性を有するようと思われたからである。XVIIに境界にまたがる自然資源という言葉は「共有の」*“shared”* 或いは「国際的に共有されてくる」*“internationally shared”* 自然資源という言葉にあらかじめ纏いついてる幾つかの難点を、回避するように思われたのである。⁽⁵⁾

専門家集団は又「境界にまたがる環境上の干渉」*“transboundary environmental interferences”* ところへ言葉を、国際的な汚染問題に貢献する諸活動をあらわすために用いるばかりでなく、重要な国際的影響力を有する環境条件の諸変動（例えば洪水、異種生物の導入、地域的あるいは地球的気候に影響を及ぼす諸変化など）に対応する諸活動をあらわすためにも用いることに同意したのである。

二二一ヶ条の条文の中に用いられているすべての重要な用語にかんする、より詳細な正式な定義は、「附属文書」⁽⁶⁾のはじめの部分に述べてある。

二一、法原則の要約

次の要約はハーグの平和宮殿において一九八六年の六月十八日から二十日の間に行われた環境法に関する「環境と開発に関する世界委員会」の専門家集団の会合において承認された二二一ヶ条についての「より詳細な法的表現」文に基づいて為されたものである。

これらの要約は二二一条にわたる色々な諸条文にかんする主要な批判的意見の重要な点に光りをあてるに過ぎない。」

の要約は、重要な条文のいくつかにおける重要な諸修正やニューアンスのすべてを充分に反映しているものではない。そして、それ故に「附属文書」にある元來の「全文」 the original full texts に代るものと考えられてはならない。

(二) 第一部（自然資源と環境干渉に関する一般原則、権利及び義務）の要約

第一部

「自然資源と環境干渉にかんする一般原則、権利及び義務」の内容を要約すれば次の如くである。

(1) 基本人権

第一条はすべての人間が彼らの健康と福祉に適當な、環境に対する基本的権利を持つてゐることを確認している。

(2) 世代間の均衡

第一条は諸國家が現在及び将来の世代の利益のために、環境と自然資源を保存し且つ使用するものであることを定めている。

(3) 保存と生存維持使用

第三条は諸國家が生物の多様性を保持するために、そして又、生きている自然資源と生態系を使用する場合における最適条件的な生存維持生産の原則をまもるために、生物分野が機能を果すにあたつての不可欠の生態系と生態学的過程を保持するものである事を定めている。

(4) 環境基準と監視

第四条は諸国家に対して、適当な環境上の保護基準を確立することと、環境の性質と資源の使用状況の変化を監視すると共に、それらについての関連ある資料を公表するよう要求する。

(5) 先行的環境評価

第五条に基づいて諸国家は、環境あるいは自然資源の使用に重要な影響を及ぼすような、提案されている諸活動についての環境評価を作成しなければならないし、又、それを要求しなければならない。

(6) 先行的通告、行政上、司法上の正当な手続

第六条にもとづいて諸国家は、時宜に適したやりかたで、計画されている活動によって重要な影響をこうむりそうなすべての人たちに、情報を提供する義務があるし、又、それらの人たちに、行政上の手続および司法上の手続に対する平等な接近と正当な参加方法を保証しなければならない。

(7) 生存維持開発と援助

第七条は諸国家に対して、保存が開発活動の計画と実行の不可欠の一部として取扱われることを、確保するよう命ずる。そして、環境保護と生存維持開発を支持するために、他国特に発展途上国に対し援助を与えるよう命ずる。

(8) 一般的な協力への義務

第八条は諸国家がこれまでに述べて来た権利や義務を遂行するにあたって、他国と善意で協力するものであることを確認する。

(四) 第二部（境界にまたがる自然資源と環境への干渉に特に関係する原則・権利及び義務）の要約

第二部

「境界にまたがる自然資源と環境への干渉に特に関係する原則・権利及び義務」の内容を要約すれば次の如くである。

(9) 合理的で衡平な使用

第九条は諸国家に対して、境界にまたがる自然資源を合理的且つ衡平な方法で使用するよう命令する。

(10) 防止と排除

第十条は諸国家に対し、重大な危害の原因となるか、あるいは原因となり得る境界にまたがる環境上の干渉を防止するか、あるいは排除するよう要求する（但し十一条と十二条に規定されている幾つかの例外は認められるものとする）

(11) 厳格な責任

第十一条にもとづいて諸国家は以下に述べるような条件付で、いくつかの危険ではあるが有益な活動を遂行するか或いは許可する。その条件とは、諸国家が危険度を制限するあらゆる合理的な予防的措置を講ずることであり、又境界にまたがる相当大きな損害が発生した場合には、補償金が支払われるということである。諸國家は又、行動がとられる段階では有害であることが知られていないなかった諸活動から生ずる境界にまたがる相当

大きな損害に対し、補償金が支払われることを確保するものとする。

(12) 防止の為の経費が損害の額を大幅に上廻る場合の先行的協定

第十二条は次のことを規定する。すなわち相当大きな額ではあるが、防止のための経費よりも遙かに少ない境界にまたがる損害の原因となるような活動を行なうことを、計画するか或いは許可する諸国家は、活動の根拠としての衡平な諸条件に従つて、影響をこうむる国家と交渉に入るものとする。(もしも協定に到達し得ないならば第二十二条が適用される)

(13) 無差別待遇

第十三条は諸国家が「境界にまたがる自然資源と環境への干渉」に関する環境政策上の行為と影響力の行使にあたつては、すくなくとも国内において適用されるものと同じ基準を適用するよう諸国家に対して要求することを規定する。(すなわち、貴方自身の市民に対し貴方が為そとはしないようなことを、他国の市民に對して為すなどということである)。

(14) 境界にまたがる環境問題について協力すべき一般的義務

第十四条は次のことを確認する。すなわち諸国家は境界にまたがる自然資源の最善の使用と、境界にまたがる環境上の干渉の、効果的な防止或いは排除を実現するために、他国と善意で協力するものとする。

(15) 情報の交換

十五条に基づいて、もとの国家は関係する他国に対して、境界にまたがる自然資源あるいは環境干渉にかかる時宜を得た関連情報を提供する義務がある。

(16) 先行的評価と通告

十六条にもとづいて諸国家は、他の関連する諸国家に対して、あらかじめ時宜を得た通告をすると共に、関連ある情報を提供しなければならない。そして、境界にまたがる重要な結果をもたらすかも知れないような計画されている諸活動についての、環境評価をしなければならない。

(17) 先行的協議

第十七条は次のことを定める。すなわち、もとの国家は、関連を有する他の国家と、それらの他国による自然資源の使用あるいは環境に対する現存のあるいは可能性としての境界にまたがる干渉に関して、初期の段階に善意をもって協議するものとする。

(18) 環境評価と保護のための協力的取組

十八条は次のように定める。すなわち諸国家は境界にまたがる自然資源と環境上の干渉についての監視、科学的調査および基準の設定にあたり、関連を有する諸国家と協力するものとする。

(19) 緊急事態

十九条にもとづき、諸国家は国境にまたがる環境上の干渉の原因となるような緊急事態に関する臨時計画をつくることを義務づけられている。このような緊急事態がおこる場合には、もとの国家は直ちに関連を有する国家に警告し、関連ある情報を提供し、そして協力しなければならない。

(20) 平等の接近と取扱い

一〇条にもとづいて諸国家は、境界にまたがる干渉によつて影響を受けている人たち並びに影響を受けるか

も知れないすべての人たちに対して、彼らによる自然資源の使用や、平等の接近条件にもとづく環境の使用と共に、正当な行政上・司法上の手続と平等な取り扱いを確保するものとする。

(五) 第二部（国家責任）の要約

(21) 国家責任

二二条にもとづいて諸國家は、環境にかんする国際的な義務に違反する諸活動をやめること、そして又、違反にもとづく損害に対する補償金を支払う義務がある。

(六) 第四部（紛争の平和的解決）の要約

(22) 紛争の平和的解決

第二二条は次の事を確認する。すなわち諸國家は平和的手段によつて環境上の紛争を解決すべき」と。さらに同条は次の事を要求する。すなわち、解決案について或いは他の紛争解決のための取り決めについて、若しも十八ヶ月以内に相互の意見の一一致が得られないならば、其の紛争は調停に付せられるものとする。そして若しもそれでも解決しないならば、其の後は関連を有するいざれかの国家の要請にもとづき、仲裁裁判或いは司

法的解決に付せられるものとする。

(七) 法的・制度的な枠組を強化するための諸提案

既に述べたように専門家集団は、討議に従事する五日間の作業日全体の中で、たつた二回しか会合を開かなかつたが、其の場合付属文書一に述べられている一二条に関する概念や、法律的形式を整備し洗練化することに、主要な焦点をあてたのである。

討議のための時間がきびしく制限されていたにも拘わらず、専門家集団の第一回会合は、すべての国家の内部およびすべての国家間での、環境保護並びに生存維持開発に賛成する国際法の発展と応用を促進するための、法的・制度的な枠組を強化するための委員会に対する一連の勧告案について、一般的な意見の一一致に到達したのである。

次の諸勧告は、専門家集団の第二回目の会合における主要な関心事と主要な見解の中の、主要な強調個所を示しているものである。それは時間の都合で、それらの関心事や見解を充分に追求出来なかつたし、又詳細な点での承認を得ることが出来なかつた。勧告の中のいくつかについては、さらに変化をもたせることが出来たかも知れない。

世界委員会によつて考査されるべきものとして提示された勧告は、要約すれば次の如くである。

一、「環境保護と生存維持開発のための新しい法的基礎を確立すること」

次の事が要求される。即ち新しい法的拘束力ある普遍的な条約は、国際連合の後援のもとに準備されること。

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

- (a) 条約は現存する法原則の基礎を固め、新しい法原則を確立すべきである。そして諸国家が、個別的にそして又集団的に、西暦二〇〇〇年或いはそれ以上の未来に向つての環境保護と生存維持開発を確保するために、現存する法原則や新しい法原則と相関連した権利と責任を開陳すべきである。
- (b) 条約の中には又、これらの権利を保護しこれらの責任を遂行するための、効果的な措置についての規定が含まれるべきである。

(c) 国際連合総会は、人間環境に関する国際連合会議の第一〇回目の記念年度である一九九二年に、或いは、より好ましくは一九九一年以前に、諸国家によって署名されるべき条約のテキストを準備するための「特別な交渉團体」^⑯ 'a special negotiating group' を設立すべきである

一、「国際連合特別委員会を設立すること」

次のことが要求される。即ち上記の条約に基づいて、環境保護と生存維持開発のための国際連合特別委員会が設立されるべきこと。

- (a) 右記の特別委員会は、或る制限付きではあるが代表権をもつた構成員を以て構成されるべきものであり、彼ら構成員は、望み得べくんば、むしろこの条約当事者である諸国家による秘密投票によつて選出されるところの個人的能力そのものによつて役立つ有能な人たちであるべきである。
- (b) 右の特別委員会は諸国家から、国際連合組織のうちの関連ある諸機関から、そして又他の関連ある国際機関や非政府機関から、この条約内容を実現するためにこれらの諸機関がとつた行動について、定期的な報告を受ける

と共にそれらの報告を検討すべきである。

(c) この特別委員会のそれ以上の主要な機能の中に次のものが含まれるであろう。

(イ) この条約並びに他の関連ある国際協定の履行の進行状況について、定期的な公開報告書を発行すること。

(ロ) おかされたとされる違反について、それらを評価し且つそれらについて報告すること。

(ハ) この条約並びに他の関連ある国際協定の⁽¹⁾、履行状況の改善と内容の拡大のための勧告と提案を受け取ると共に、それらの検討を行なうこと。

二、「国際的オンブズマンの指名」

右の条約の当事者としての諸国家によつて、望み得べくんば、秘密投票によつて、環境保護と生存維持開発のための「国際連合高等委員」（その役割は環境問題のためのオントブズマンや「受託者」（trustee）の役割と似たものがある）が選挙されることが要求される。

(a) 高等委員は、右の条約あるいは関連ある国際協定の遵守或いは違反に関して、私的な機関や個人から通信を受け取り且つそれを評価する。高等委員はこれらの（遵守又は違反に関する）いずれの事例に関しても、これを国際連合特別委員会（the special UN Commission）或いは他の適当な国際機関（たとえばUNEP）に提示して審議を求めることが出来る。

(b) 高等委員は、國家の管轄権を越えた地域の保護と使用に関して、そして又、将来の世代の人たちの利益を代表し保護するための、特別の責任を持つことになるであろう。

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

- (c) 高等委員は又、重要な研究機関やUNEPのような国際連合の諸機関と協力して、世界の自然的並びに文化的遺産の状況に関する勧告、並びに、特に諸国家の内部並びに諸国家間における経済的・社会的・政治的不安を増大させるであろうよう、重要な生態系とその存続過程を脅かす環境基盤関連の状勢と条件に関する勧告を伴なつた特別報告を準備し公刊するであろう。⁽¹²⁾

四、現存の地球的並びに地域的法的枠組を強化すること

諸国家に対して次のことが要請される。

- (a) 環境と開発を取扱う地球的並びに地域的な条約に加盟するか或いは批准する。
- (b) 環境と開発に関連ある現存諸条約の規定と精神と目的をより力強く遵守する。
- (c) 最も最近に利用し得るようになった技術的・科学的情報に遅れないようにするために、環境と開発に関する現存条約を再検討し改訂する。
- (d) 環境と開発の分野における協力と協調を促進することを目的とした新しい地球的並びに地域的な条約や協定（その中には例えば生物学的な異質性や危険性を伴う高等技術に関する新しい諸条約が含まれる）に加盟すること。
- (e) 関連ある条約交渉や会議へのすべての代表に関しては、環境並びに資源管理問題についての特別の能力と経験を有する法律の専門家を含ませること。
- (f) UNEPのような関連ある国際機関の忠告と援助を受けて、国際的な水準で、「自然資源と環境干渉に関する

「一般原則」を基礎とした適当な法的指導方針を採択すること。⁽¹³⁾

五、紛争を回避し、紛争を解決するための能力を増大させること

次のことが要求される。即ち色々な形態の紛争解決についての経験と能力を有する人たちの記名表あるいは名簿を保持する政府間機関と非政府機関には、環境保護と自然資源管理の法的側面と実体的側面についての特別な経験と能力を持った人たちが含まれていること、そして又、それらの名簿に掲載されること。

環境紛争と資源紛争の回避と解決を支援するために、地球的・地域的並びに国家的水準で、相互決済的な役務の遂行体制が確立されることが要求される。ここでいう役務は

- (a) 可能ならば現存する諸制度を使用すべきである。
- (b) 諸国家や他の法人や自然人によつて利用されるべきである。
- (c) 事実発見、周旋、仲介、調停、仲裁裁判及び司法的解決を含めて、紛争回避や解決のための一連の諸機関を含むべきである。
- (d) 右に挙げたカテゴリーの夫々について、利用し得る専門家の名簿を充実させるべきである。
- (e) 公知のものとされるべきものである。

そして、さらに、

次のことが要求される。すなわち諸国家が合理的な時間以内に、境界にまたがる自然資源或いは環境への干渉に関する紛争を解決し得ない場合には、斯様な事件を、例えば常設仲裁裁判所とか或いは国際司法裁判所へ提訴して、拘

束力ある仲裁裁判或いは司法的解決を求めることに同意すること。

- (a) 常設仲裁裁判所に関しては当該裁判所の四人の判事を選出する権利を持つてゐる諸国は、其の四人の判事のうちすくなくとも一人が、環境保護や自然資源の管理についての問題に関して、特別な法律上の経験と能力を持つてゐることを確実にするために、特別な考慮を払うべきである。

- (b) 國際司法裁判所にかんして裁判所は（裁判所規程二六条に基づき）、環境保護や資源管理問題を含めて特別の事件や特別の事件のカテゴリーを取扱つための、特別の裁判部を設置することが出来る。同裁判所は最近、斯様な事件を充分に且つ直ちに取扱う準備があることを強調した。そして諸國家は長びく紛争を回避するために、同裁判所の持つこういう能力を、より多く利用することを考慮すべきである。⁽¹⁴⁾

六、「國際協定の履行にかんして非政府機関の新しい率先的行動を開始すること」

次のことが要求される。すなわち以下に述べる三つの目的を実現するために、非政府機関が地球的並びに地域的な水準で、特別の委員会あるいは集団を結成すること

- (a) 諸國家を激励して、環境保護や生存維持開発に関する國際協定を、受諾し実現するようになさせること。特にこれららの協定が、必要とされる最小限の加盟国数あるいは受諾が得られないために、効力を發していない時に、それらを受諾し実行するよう諸國家を激励すること。
- (b) 斯様な協定の遵守を監視すること。
- (c) なお必要とされる受諾（數）について定期的な報告書を発行すること。又、協定の違反についての報告書を公

表すること。

七、非政府機関の参加の範囲をひろげ、其の立場をより大きくする」と

次のことが要求される。すなわち環境保護と開発に関連ある活動に従事する国際的な非政府機関は、有能で資格のある非政府機関の公的な諮問機関としての地位を得るための、さらには又、諮問機関そのものための手続を確立すべきである。

又、次のことも要求される。すなわちすべての国家は、環境保護と生存維持開発に關係のある有能で資格のある非政府機関に対し、環境の保護と保持にかんして夫々の国家の関連あるすべての機関および政治的な補助機関と相談する権利を与えるべきである。諸国家は上記の諸グループ（非政府機関）に対し環境の保護が適当に為されていないことについて証拠を提示する「公認の地位」*locus standi* を与えるべきである。かような事件に関する訴訟は、公開されるべきであり、そして決定は公表されるべきである。⁽¹⁸⁾

八、私的企業の環境上の責任の範囲を拡げること

次のことが要求される。すなわち、多国籍企業は、既に経済協力開発機構の中で、多国籍企業のための経済協力開発機構の指導原理の解義として既に承認されている諸原則を、世界大的な基礎にもどづき受諾し且つ履行する。」」」⁽¹⁹⁾ でいわれているO E C D の多国籍企業のための指導原則の解義のうち、主要な強調点は次のとおりである。

「企業は、それが国内企業であろうと多国籍企業であろうと、それらの企業が活動する夫々の国内における法律や

「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

規制や行政上の慣行の枠組の中で、環境を保護する必要と環境関連の健康問題を惹きおこす事を避ける必要に、適当な考慮を払わなくてはならない。」

「特に企業は次のことをしなければならない。

(a) 活動方針を決定するに当つては、環境に重大な影響を及ぼすことがあり得るような、予見し得る企業活動の諸結果を、評価し考慮しなければならない。

(b) 環境ならびに環境に関連する保健的側面に対して、すべての企業活動が及ぼす有り得べき影響に関する適当で時宜に敵した情報を提供することによって、そして又、企業全体として利用し得る関連する専門的意見を提供することによつて、なかんずく権限ある諸機関と協力する。

(c) 企業活動に当つては、環境に対する偶然の事故と損害の危険性を最小限なものにするために、そして又、環境に及ぼす逆効果の緩和にあたつて協力するために、適当な措置をとること。其の場合それらの適当な措置は、特に次のことをすることによつて為されるものとする。

—— 適当な技術と上記の諸目的と両立し得るような諸慣行を選出し適用することによつて

—— 企業で働く人たちのための教育を行ない訓練計画を実施することによつて

—— 偶発的な事故に対応する計画を準備することによつて

—— 企業体が充分な設備を整えることを可能ならしむることによつて、特にそれらの企業体に適当な知識と援助を提供することによつて」

次の事が要求される。すなわち開発計画に資金を提供する私的な銀行や他の金融機関は、其のために借款が要求さ

れているところの開発計画の評価手続の一部として、環境に及ぼす影響と生存維持可能性の見積りを要求すべきこと。⁽¹⁷⁾

九、環境上の損害に対して刑事責任を課すこと

次のことが要求される。すなわち環境、特に生態系や国際的に重要な「種」に対し有害な影響を及ぼす国民の行為に対しては、国家管轄の範囲を越えた地域における行為も含めて、諸国家によつて効果的な刑事責任が確定され、適用されるべきこと。⁽¹⁸⁾

十、新技術の危険性を査定すること

次のことが要求される。即ち諸国家は

- (a) 人間の健康、環境或いは自然資源に重要な影響を及ぼすかも知れないような、化学や生物工学を含めての新技術に関する危険性を監視し、査定するための特別な国際的な資格あるいは制度を樹立すべきである。
- (b) 実験の実施にあたつて、或いは生産、輸送及び新技術や生産物の使用にあたつての、上述の危険性を減少させるための指導方針と基準を確立すること。
- (c) 斯様な新技術や新生産物に関する情報の、蒐集と普及化のための国際的な組織網を設立すること。⁽¹⁹⁾

十一、原子力施設に関する基本的な安全措置と通達方法の採用

次のことが要求される。即ち諸国家は優先的事項として原子力施設の設計、建設および運営のための国際的な基本

的安全基準並びに規則的な安全検査のための諸方策を採用すること。そして第一に、すべての公的な機関にとつて、何らかの有害な、或いは有害なことが可能性としてあり得るような汚染物質の放出、特に放射能物質の放出について知らされる場合にはいつでも、あらゆる関連ある情報を遅滞なく公表することを、強制的なものたらしめること。⁽²⁰⁾

十二、環境に関する教育をより盛んにし、環境に関する専門的知識を増大せしめる

次のことが要求される。即ち諸國家は、すべての初等学校、第二次学校および大学のカリキュラムの主要且つ不可欠の一部分として、そして又、専門的な訓練課程や其の他の職場内の訓練過程において、環境に関する情報と教育計画の重要性をさらに強調し、又それへの支持をふやすこと。そして其の場合、環境保護と生存維持開発の間の関係に特別の注意を払うこと。

次のことが要求される。すなわち諸國家は、環境保護と生存維持開発の科学的・技術的・経済的・法律的側面についての専門家を訓練するための特別教育計画に、特別な奨励と支持を与えること。⁽²¹⁾

十三、武力紛争に基づく深刻な環境被害を避けること

次のことが要求される。すなわち、国際的な武力紛争あるいは、まったく純粹に国内的な武力紛争にまきこまれたすべての当事者は、広汎な範囲の永続的なあるいは深刻な損害を環境に与えることを意図しているような、あるいは其の様なことが期待されているかも知れないような、戦争の方法或いは手段（例えば、核兵器、生物学的兵器、化学的な兵器、そして又気象上の変化或いは其の他の環境上の大きな変更をもたらすような技術など）に訴えることを

差し控える。

(八) 附屬文書I・背景及び討議記録書類のリスト

- (1) 第一回目の専門家集団の会合（一九八五年六月）
 - (a) J. G. ラマーズ・共有の自然資源の使用と国境にまたがる環境上の干渉に関する概念並びに国際法原則（討議のための概括草案）
 - (b) 討議用に提案された原則についての口付け要約記録紙（EGEL/685/2）
 - (c) 国際協力についてのWCEDの計画並びに作業計画草案（EGEL/685/2）
 - (d) 国境にまたがる汚染に適用出来る国際法規則（EGEL/685/4）
 - (e) IUCN環境法センター・環境に関連ある多辺的条約の地位（EGEL/685/5）
- (2) 中間報告（一九八五年七月～一九八六年五月）
 - (a) 第一回会合の報告概報（WCED/85/CRD. 2/Annex 7）
 - (b) 国際環境法の原則についての報告者による報告書（(1)の連続的な作業文書草案）
 - (c) 環境保護と生存維持開発のための法原則（委員会の第四回会合のための討議用文書）（WCED/85/24A）
 - (d) R. E. シュタインとG. グレンザイル・ウッド・環境紛争の解決とその見どき（委員会の第四回会合のための討議用文書）（WCED/85/24B）
- 「環境保護」と「生存維持開発」についての法的原則並びに勧告

(八) 専門家集団の第一回会合（一九八六年六月）

- (a) 国際環境法の原則についての報告者による報告 (EGEL/686/2)
- (b) 四十周年記念日にあたっての国際司法裁判所長官声明 (Annex 1) 常設仲裁裁判所の強化のための提案 (Annex 2) および環境保護のための世界法廷についての提案 (Annex 3) を含めて、「国際的な法律制度と手続きの強化について」(EGEL/686/3)
- (c) 環境保護に関する多刃的条約 (EGEL/686/4)
- (d) 環境政策、環境法並びに環境行政に関するIUCN委員会・「西暦1000年に向つての国際環境法発展のための提案」
- (e) I C U N・「自然のための世界憲章・注釈・第一部」
- (f) ケベック環境大臣・「環境に関する国際的倫理規約についての提案」^[23]

(九) 附属文書II・最終報告

環境保護と生存維持開発のための法原則についての環境法に関する専門家集団の最終報告

(十) 結論

環境対策についての方法には大きく分けて二つのカテゴリーがある。其の一つは、理想的方法とでもいべきもので人間の環境はかくあるべきであるという意識から、工業化に伴なうあらゆる環境汚染を正しからざるものとして、環境未汚染の自然状態の尊厳を強調し、空気、水、土壤、音（静けさ）、振動等のあらゆる諸条件に於て、完全なる未汚染、未破壊の状態への復帰を実現しようとする方法である。もう一つは環境は既に斯くての如くであり、既に理想的状態から遠く離れてしまっているが、そういう現状が出来て来た客観的諸状況の存在を確認し、それらの既存の諸状況の中での環境のこれ以上の悪化を防ぐための方法を発見して行こうとする方法である。現実に可能なのは、後者のみであるが、それは人間の生存状況を次第に悪化させて行くことを、環境対策の漸次の実施によって遅滞させて行く方法であつて、人間の生命の長さよりも長い尺度で環境を悪化させて行く限り、次々と次の世代へ「無自覺的悪化」の余波を順送して行くだけである。かくして重複して行く「無自覺的悪化」は、遂には人間の生存そのものを不可能にして行くのであり、第一カテゴリーの欠陥は某所に存する。

注

- ① Environmental Protection and Sustainable Development : Legal Principles and Recommendations, adopted by the Experts Group on Environmental Law of the World Commission on Environment and Development (London, Graham & Trotman/Martinus Nijhoff, 1987), p. 1.

- (2) ibidem
(3) ibid., p. 2.
(4) ibidem
(5) ibid., p. 3.
(6) ibidem
(7) ibid., p. 7.
(8) ibid., p. 8.
(9) ibid., p. 11.
(10) ibid., p. 15.
(11) ibidem
(12) ibid., p. 16.
(13) ibid., p. 17.
(14) ibid., p. 18.
(15) ibidem
(16) ibidem
(17) ibid., p. 19.
(18) ibid., p. 20.
(19) ibidem
(20) ibidem
(21) ibid., p. 21.
(22) ibidem
(23) ibid., p. 22.
- 従つて、実際の効果を狙つて対策を講じなければならないの第一の方法があぐれでごん事は誰の口にも明いがであるが、そ

れば産業の発展を阻害するために嫌悪され、第一の方法がとられるのが普通である。しかし、第二の方法は人類の未来を深く省察すれば、甚だしく不安な方法であるため、通常は第一と第二の方法の妥協案とでもいべきものが採択される。たとえば温室効果ガスの排出を規制しようとして開催されたノールドベイク会議に於ては、たたき台としてオランダ政府が提示した第一カテゴリー方式（先進国が二酸化炭素（CO₂）の排出量を、二〇〇〇年までに三〇パーセント削減）は、産業開発を優先事項とする諸国の反対を受けて、大幅に去勢され、其の結果採択されたノールドベイク宣言（一九八九年十一月七日）は、大要次のようなものとなった。このうち、第一カテゴリーに属するのは、第五項目と第十項目だけであるが、それでも第五項目は、「一九八八年にトロントで開催された大気変動に関する科学的な世界会議によって勧告されたもの」を考慮の対象に含ませることのみを言っているので、第二カテゴリーへの移行の可能性が強い。次に掲げる要約と翻訳はいずれも朝日新聞記者・竹内謙氏によるものであり、一九八九年十一月三十日現在、筆者はまだ同宣言の原文を見ていない。

- (一) すべての国は、省エネルギー、環境上健全なエネルギー源の使用促進の対策を講じる。
- (二) 二酸化炭素（CO₂）排出削減のための目標を検討し、一九九〇年のIPCCの中間報告にその選択肢の分析を含めるよう勧めることは時宜にかなっている。
- (三) CO₂の排出及びモントリオール議定書によって規制されていない他の温室効果ガスの排出を、世界経済の安定的発展を保証しつつ、安定化させる必要性を認識する。先進工業国は、IPCC及び第二回世界気候会議によって考慮される水準への（それらのガスの排出の）安定化を可能な限り早く達成すべきであることに合意する。
- (四) 多くの先進工業国の見解によれば、こうした安定化は、第一段階として、遅くとも一九九〇年に達成されるべきである。
- (五) すべての先進工業国は、二〇〇五年までにCO₂の排出水準を二〇%削減するという一九八八年にトロントで開催された大気変動に関する科学的な世界会議によって勧告されたものも含む、CO₂の排出を制限または削減するという目的達成の実現可能性の検討を通じて、IPCCの検討作業を支援することを奨励する。
- (六) すべての先進工業国は、持続可能な開発の保証及び各国の特殊な事情について考慮しつつ、以上のような努力を強化することを奨励する。

- (七) I P C C に前記中間報告を第一回世界気候会議に提出するよう求める。
- (八) 発展途上国は、開発の必要性に配慮し、また財政・技術力の範囲内で、CO₂ の排出や（森林などCO₂ の）吸収源の将来目標の試みに合意する。
- (九) 発展途上国には、技術的・財政的支援が必要。森林を良好な状態に保つことも含む必要がある。これは、土壤の悪化・砂漠の防止にも貢献する。
- (十) 森林の増減のバランスをとるよう追求することに合意。二十一世紀の初頭には、世界的には年間千二百万ヘクタールの純増を暫定的な目標として検討すべきだ。この目標の達成の実現可能性をI P C C が検討するよう要請する。
- なお参考までに付加しておくと、世界六十九国の環境相が地球温暖化防止を討議した「大気汚染と気候変動に関する閣僚会議」（一九八九年十一月六日、七日）は、同月七日にノールドベイク（Noordwijk）宣言を採択したのである。